

福井国見岳における風力発電事業（仮称）
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 (2023 年) 11 月

福井く に み 風 力 合 同 会 社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧時間	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ..	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年8月25日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

・2023年8月25日（金）付 福井新聞（朝刊：6面）（別紙1参照）

② インターネットによるお知らせ

2023年8月25日（金）から下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・テラスエナジー株式会社のウェブサイト（別紙2参照）

(3) 縦覧期間

2023年8月25日（金）から2023年9月25日（月）まで（休庁・休館日を除く）

(4) 縦覧場所及び縦覧時間

① 関係自治体の庁舎等での縦覧

関係自治体の庁舎4ヶ所、公民館5ヶ所の計9ヶ所において縦覧を行った。

・福井県エネルギー環境部環境政策課	: 開庁時間
・福井市市民生活部環境廃棄物対策課	: "
・坂井市生活環境部環境推進課	: "
・越前町役場二階閲覧コーナー（住民環境課）	: "
・国見公民館	: 開館時間
・一光公民館	: "
・鷹巣公民館	: "
・本郷公民館	: "
・安居公民館	: "

② インターネットの利用による縦覧

テラスエナジー株式会社のウェブサイト「準備書」の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

・テラスエナジー株式会社のウェブサイト

https://www.terras-energy.com/ja/news/info/2023/0825_093000.html

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 6 名で、各縦覧場所別の縦覧者数は下記のとおりであった。

・ 福井県エネルギー環境部環境政策課	: 0 名
・ 福井市市民生活部環境廃棄物対策課	: 0 名
・ 坂井市生活環境部環境推進課	: 0 名
・ 越前町役場二階閲覧コーナー（住民環境課）	: 2 名
・ 国見公民館	: 1 名
・ 一光公民館	: 0 名
・ 鷹巣公民館	: 0 名
・ 本郷公民館	: 2 名
・ 安居公民館	: 1 名

なお、縦覧期間において、インターネットの利用による縦覧のウェブサイトへのアクセス数は 284 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、以下のとおりである。

① 福井市

- ・開催日時：2023年9月2日（土） 10:00～12:10
- ・開催場所：国見公民館 大ホール
- ・来場者数：10名

- ・開催日時：2023年9月2日（土） 14:00～15:45
- ・開催場所：一光公民館 会議室
- ・来場者数：10名

- ・開催日時：2023年9月3日（日） 10:00～11:45
- ・開催場所：本郷公民館 講堂ホール
- ・来場者数：4名

- ・開催日時：2023年9月3日（日） 14:00～15:45
- ・開催場所：鷹巣公民館 会議室
- ・来場者数：10名

- ・開催日時：2023年9月9日（土） 14:00～15:50
- ・開催場所：安居公民館 会議室
- ・来場者数：18名

② 坂井市

- ・開催日時：2023年9月9日（土） 10:00～11:30
- ・開催場所：坂井市東十郷コミュニティセンター 多目的ホール
- ・来場者数：3名

③ 越前町

- ・開催日時：2023年9月8日（金） 18:00～19:10
- ・開催場所：越前町生涯学習センター 会議室
- ・来場者数：6名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

2023 年 8 月 25 日（金）から 2023 年 10 月 10 日（火）まで
（郵送による意見書は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙 3 参照）

- ・縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ・紙面によるテラスエナジー株式会社への郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は合計 2 通（意見書箱への投函 0 通、郵送 2 通）、意見総数は 23 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、一般の意見は、原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解(1)

＜動物＞

福井県あわら市 A氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	1) 事業実施区域とその周辺に関連する種（両生類に関して） ①アベサンショウウオ 福井県内のアベサンショウウオは、石川、京都、兵庫に比べ生息地点が最大であるが、依然として、県内には調査の空白地域がまだ多く残っている現状である。特に、標高300m以上では、県内全域が調査の空白地域である。というのも、希少種が確認された初期には、標高200m以下の生息地が多かったが、その後、300mを超える地点から確認されたため、今後、さらに500mあるいはそれ以上の標高にある生息環境で見つかる可能性が非常に高い。因みに、兵庫県では900mを超える生息地点がある。 本種が確認された地域の傾向は、嶺北地方に多く見られ、嶺南地方は少ない。嶺南東部から京都府間は、生息地点が空白地域となっており、この区域間での発見される可能性は非常に高い。 以上のような状況であり、事業実施区域とその周辺では、調査が空白地域であり発見される可能性は非常に高い。 本種の調査のポイント； ・希少種の生活史は、産卵は12月～翌1月上旬。幼生は6～7月に変態するが、水温によりかなり変動あり。 ・生息地が見つかり易いのは幼生の期間である。 ・「希少種の扱いには特に気を付ける」。確認された地点は秘扱とし、生息環境など必ず記録しておく、保全措置の検討に有益になる。	貴重なご意見と情報をありがとうございます。 本調査では、アベサンショウウオが生息している可能性にも留意しながら調査を実施しましたが、本種は確認されませんでした。 今回頂いた有益なご意見等は、今後の調査にも活かしてまいります。
2	②ヒダサンショウウオおよびハコネサンショウウオ 県内では、標高35mの低山から亜高山まで広く分布する。嶺南地方より嶺北地方に多い。低山でのヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオの生息が確認されている。事業実施区域とその周辺では、調査が十分にされていない空白地域である。 ヒダサンショウウオの現地調査期間は、少しず	貴重なご意見と情報をありがとうございます。 本調査においても、ヒダサンショウウオおよびハコネサンショウウオ属の生息を確認しました。 今回頂いた有益なご意見等は、今後の調査にも活かしてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
	れていると思はれる。本種は福井県内での幼生は5月中旬以降から多く見られ、8月に入ると変態の最中であることを確認している（あわら市内で）。確認地点が5地点であるがもつと多いと考えられる。	
3	③ホムラハコネサンショウウオ 「2022年2月学会で新種記載」され、福井、石川、岐阜、滋賀、京都、三重、奈良の各府県で生息が確認されている。本種は四国、中国地方のシコクハコネサンショウウオに最も近縁で生物地理学的にも重要な種である。形態的な特徴は背中に炎のような鮮やかな赤色の斑紋がある。 福井県では、坂井市、南越前町およびおおい町までの4地点で確認されている。最近に発表されたため、県内全域が調査の空白地域で今後の調査で増える可能性が大である。同様に事業区域も全くの空白地域である。 2023年、福井県内の分布調査を行なっている。現在、ホムラハコネサンショウウオの同定は、幼生では遺伝子解析が必要であるが、幼体は背中の斑紋で同定が可能な個体もある。 現地調査でハコネサンショウウオ属として、幼体5個体、幼生1個体が確認されているが、幼体の中にホムラハコネかどうか再度確認をしてもらいたい。	貴重なご意見と情報をありがとうございます。 現地調査で確認されたハコネサンショウウオ属の個体については、ホムラハコネサンショウウオの可能性もあることから、重要な種として扱い、準備書で影響予測しました。現地調査の結果からは、ホムラハコネサンショウウオと同定できる情報はありませんでした。ホムラハコネサンショウウオに関しましては、新種となったばかりで情報も少ない状況ではございますが、今回頂いた有益なご意見等は、今後の調査にも活かしてまいります。
4	④ナガレタゴガエル 2009年秋、福井県で初めて発見された。嶺北地方は、標高450から1050mで幾つかの生息地点が確認され、河川本流や小さな支流にも点在している。また、石川県では200mの低山でも確認されている。このことから、事業実施区域とその周辺では、まだ現時点での生息情報はなく、調査の空白地域になっているので注意して調査が必要である。 現地調査でタゴガエルが確認されているが、これら個体の中にナガレタゴガエルがいなかったか再度確認をしてもらいたい。両種は非常に混同しやすく、後肢の水掻きを必ず確認することが重要である。 調査のポイント； 本種が確認でき易いのは、大野・勝山市の山間部で「水温が10℃以下になる頃の10月下旬ごろから谷川の水際周辺に現れ、この時期から12月の降雪が始まり入山できなるまでである。」、しかし、国見地域は海岸線に面しているため、幾分遅れて出現すると考えられる。 現地調査時期が9月26～29日とあるが、本種	貴重なご意見と情報をありがとうございます。 現地調査の結果からは、ナガレタゴガエルと同定できる情報はなく、ご指摘頂きました特徴も確認することはできませんでした。 今回頂いた有益なご意見等は、今後の調査にも活かしてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
	の調査時期は早すぎ、確認は困難ではないかと思われる。	
5	⑤ヒメタゴガエル 「2022年11月学会で新種記載」され、福井、京都、滋賀、兵庫、鳥取の各府県で生息が確認されている。ヒメタゴガエルは成体の体長がタゴガエルに比べ1cm程度小さく、さらに、後肢の水掻きが小さい。また、鳴声にも違いがあり、産卵期が4月とタゴガエルより1ヶ月ほど早いなどの違いがある。 現地調査でタゴガエルが確認されているが、これら個体の中にヒメタゴガエルがいなかったか再度確認をしてもらいたい。 福井県では、美浜町、おおい町の2地点で確認されている。最近に発表されたため、県内全域が調査の空白地域で今後の調査で増える可能性が大である。同様に事業区域も全くの空白地域である。2023年、福井県内の分布調査を行なっている。	貴重なご意見と情報をありがとうございます。 現地調査の結果からは、ヒメタゴガエルと同定できる情報はなく、ご指摘頂きました特徴も確認することはできませんでした。 今回頂いた有益なご意見等は、今後の調査にも活かしてまいります。
6	2) P1378 の表 10. 1. 6-1 動物の概要「文献その他の資料」 両生類；主な確認種 ホムラハコネサンショウウオ、ナガレタゴガエル、ヒメタゴガエル、ウシガエルを追加し、確認種数が17種	貴重な情報をありがとうございます。 調査範囲における文献等の有無を確認し、評価書での反映を検討致します。
7	3) 両生類（5種）と爬虫類（3種）のp882～892の重要な種の確認位置の図で「重要な種の保護の観点から位置情報は載せていません」とありますが、事業地区とその周辺地域は調査の空白地帯でもあるため。福井県のRDB作成の基礎データとして大変貴重であり、例えば、「福井市国見で1箇所」などの表示をして頂きたい。	重要な種の保護の観点から位置情報等は載せていませんが、文言による表現につきましては、評価書において検討致します。
8	4) 次回の福井県RDBが見直しされるとき、国内の分布域が狭く生物地理学的にも重要な種であるホムラハコネサンショウウオと国内の分布域が限定的なヒメタゴガエルは、本県の絶滅危惧種として記載すべきと考える。	貴重なご意見をありがとうございます。 事業者としましては、福井県RDBに記載の重要な種について、今後も適切な調査と影響予測に努めてまいります。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価準備書についての提出された環境保全の見地からの意見と事業者の見解(2)

<動物>

北海道札幌市 B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
9	コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（いであ株式会社）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。	ご意見書の内容は、要約や順番を並び替えたり致しません。
10	(1) コウモリ類の保全措置が不適切 本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）」が記載されておりますが、以下の疑問があるのでお答えください。 1) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのでしょうか。 2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？ 3) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること）を実行できるのでしょうか？	ご質問につきまして、次のとおり回答いたします。 1) カットイン風速未満であってもブレードは回転いたします。 2) 技術的には、回転開始・停止の条件を任意の風速とすることは可能です。 3) 設置予定の風力発電機の仕様上では、弱風時のフェザリングは可能です。
11	(2) コウモリ類の保全措置が不適切 P1518, P1614 コウモリ類の環境保全措置に「ライトアップを行わないことでコウモリ類の衝突の可能性を低減する。効果は確実である。」とあります。 1. 風力発電施設におけるライトアップの意義や必要性、また実際にライトアップしている風力発電施設名と、その施設でどの程度バットストライクが発生しているのかについて詳しく述べてください。 2. 貴社の委託先（いであ株式会社）主張している「ライトアップを行わないことでコウモリ類の衝突の可能性が低減できる」件について、エビデンスが確認できません。信頼できる情報源（科学雑誌）から科学的根拠を収集し提示してください。	夜間に鳥類や昆虫類、コウモリ類が衝突・誘引する可能性を軽減するため、ライトアップは行わないこととしています。光に昆虫が集まることは広く知られており、「走光性」と呼ばれています（例えば、弘中 満太郎・針山 孝彦（2014）「昆虫が光に集まる多様なメカニズム」（日本応用動物昆虫学会誌 第58巻 第2号））。その性質を利用した灯火採集法という調査方法も存在し、一般的調査方法として広く普及していることから、夜間のライトアップを行わないことにより昆虫類の誘引は削減されと考えられます。餌となる昆虫類が削減されればコウモリの誘因も低減できると考えます。 国内の風力発電施設におけるコウモリ類への影響については、まだ分かっていないことも多いと認識しており、今後も先行事例や文献等の科学的根拠の収集を継続し、有効な環境保全措置については、実行可能な範囲で取り入れていくことを検討してまいります。
12	(3) コウモリ類の保全措置が不適切 P1518, P1614 コウモリ類の環境保全措置に「ライトアップを行わないことでコウモリ類の衝突の可能性を低減する。効果は確実である。」とあります。 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」（環境省、平成27年9月修正版）に	夜間に鳥類や昆虫類、コウモリ類が衝突・誘引する可能性を軽減するため、ライトアップは行わないこととしています。ライトアップを行わないことで、夜間における昆虫類の飛翔が減少し、飛んでいる昆虫類を食べるコウモリ類の衝突・誘引も低減できると思料します。

No.	一般の意見	事業者の見解
	は「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いてありません。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてあります。研究で「カットインをあげる」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明しています。 (Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010)	国内の風力発電施設におけるコウモリ類への影響については、まだ分かっていないことも多いと認識しており、今後も先行事例や文献等の科学的根拠の収集を継続し、有効な環境保全措置については、実行可能な範囲で取り入れていくことを検討してまいります。 現地調査の結果に基づくコウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測されましたので、現時点でカットイン風速の値を上げる予定はありませんが、予測には不確実性が伴うため、頻度の高い事後調査を実施してまいります。
13	(4) コウモリ類の保全措置が不適切 P1518, P1614 コウモリ類の環境保全措置に「ライトアップを行わないことでコウモリ類の衝突の可能性を低減する。効果は確実である。」とあります。 以下に示すように、国内の『ライトアップを行わず、かつ風力発電機の間隔が十分保たれている施設』において、すでに200個体以上のバットストライクが報告されています。 この事実を無視して、なぜ「ライトアップを行わないことでコウモリ類の衝突の可能性を低減できる。効果は確実である。」といえるのか、根拠を述べてください。 ・45 個体 (4 種、1～32 個体) 「風力発電施設でのバットストライク問題、2015, 07 までに調べた6事業」(平成 29 (2017) 年, 河合久仁子, ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1))。 ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22 (2010) 年 6 月, 株式会社ジェイウィンド) 福島県。 ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 30 (2018) 年, 重昆達也ほか, 東海自然誌 (11)) 静岡県。 ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業 環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 (2018) 年 10 月, 株式会社ジェイウインド) 青森県。 ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影	夜間に鳥類や昆虫類、コウモリ類が衝突・誘引する可能性を軽減するため、ライトアップは行わないこととしています。光に昆虫が集まることは広く知られており、「走光性」と呼ばれています(例えば、弘中 満太郎・針山 孝彦 (2014) 「昆虫が光に集まる多様なメカニズム」(日本応用動物昆虫学会誌 第 58 巻 第 2 号))。その性質を利用した灯火採集法という調査方法も存在し、一般的調査方法として広く普及していることから、夜間のライトアップを行わないことにより昆虫類の誘引は削減されと考えられます。餌となる昆虫類が削減されればコウモリの誘因も低減できると考えます。 先行事例につきましては、情報収集に努めておりますが、事業によって衝突の要因は地域特性もあるものと思料します。 本事業におきましては、改変は風力発電機の設置個所や一部の搬入路に限定され、風力発電機は間隔が保たれており、本種が迂回可能な空間が確保されていると思料します。 今後も先行事例や文献等の科学的根拠の収集を継続し、有効な環境保全措置については、実行可能な範囲で取り入れていくことを検討してまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
	響評価報告書」(平成 31(2019)年 4 月,岩手県)岩手県. ・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月,株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道. ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」令和元(2019)年 12 月,よこはま風力発電株式会社)青森県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月,コスモエコパワー株式会社)北海道. ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2(2020)年 4 月,風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ)1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価書」(令和 2(2020)年 8 月,東北自然エネルギー株式会社)秋田県. ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月,コスモエコパワー株式会社)岩手県. ・ヒナコウモリ 2 個体「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月,コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月,コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウィンドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 5 月,合同会社ユーラス大豊風力)高知県. ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月,株式会社 A-WINDENERGY)秋田県. ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウィンドファ	

No.	一般の意見	事業者の見解
	ーム 環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 株式会社ジェイウィンドせたな) 北海道. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 掛川風力開発株式会社) 静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウィンドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 宮城県. ・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称) 八竜風力発電所更新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社エムウインズ八竜) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画 環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 1 月, ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社) 山形県. ・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 2 月, 幌延風力発電株式会社) 北海道. ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県 ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・アブラコウモリ 46 個体、ヒナコウモリ 22 個体、種不明 3 個体、合計 71 個体「静岡県西部海岸域の風力発電所におけるコウモリ類の死骸調査結果(2018-2020 年)」(令和 4(2022)年, 佐藤顕義ほか、東海自然誌 (15)) 静岡県. ・ヒナコウモリ 12 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラ	

No.	一般の意見	事業者の見解
	コウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022) 年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社) 秋田県. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023) 年 1 月, 株式会社グリーンパワーインベストメント) 広島県、島根県. ・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リブレース事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023) 年 2 月, 日本風力開発株式会社) 青森県. ・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023) 年 3 月, 八峰風力開発株式会社) 秋田県. ・アブラコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 6 個体「若美風力発電所 環境影響評価報告書」(令和 5(2023) 年 7 月, 若美風力開発株式会社) 秋田県. ・コウモリ類 1 個体「浮体式洋上風力発電設備(ふくしま未来) 設置実証研究事業及び浮体式洋上超大型風力発電機 設置実証事業環境影響評価報告書」(令和 3(2021) 年 10 月, 経済産業省資源エネルギー庁) 福島県. ・アブラコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 1 個体、合計 6 個体「上北小川原風力発電事業に係る環境影響評価報告書」(令和 5(2023) 年 6 月, 株式会社大林クリーンエナジー) 青森県.	
14	(5) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) が不適切 P1106 重要な種の影響予測結果(10kHz~30kHz) ブレード・タワー等への接近・接触に「音声データでは、風車ブレード回転域より下の高度 12.5m では 3,798 回、風車ブレード回転域内高度 52m では 2,778 回である。しかし(中略) 高度 52m においては、風速 0m/s 以上 5m/s 未満の確認が 74.0%と高く、風速 5m/s 以上での確認は 26%と減少する。風力発電機の間隔が保たれており、本種が迂回可能な空間が確保されている。以上のことからブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測する。」とありますが意味不明です。 上記予測に隠された前提条件は、『風速 5m/s 未満はブレードが回転しない』ことです。しかし、P48 をみると「カットイン風速 3.0m/s」とあります。つまり風速 3.0m/s 以上ではブレードは回転しているのでコウモリは死ぬ可能性があるとい	コウモリ類の確認回数と風速との関係では、キクガシラコウモリは風速 1m/s が最も多く飛翔が確認され、風速 2m/s 以上になると極端に減少しました。コウモリ目(10~30kHz) は風速 3m/s で最も多く確認されていますが、風力発電機の回転域より下の高度での飛翔が多い結果となっています。コウモリ目(30~60kHz) は風速 4m/s で最も多く確認されていますが、風力発電機の回転域より下の高度での飛翔であり、回転域の高度ではほとんど飛翔が確認されていませんでした。 なお、評価書においてカットイン風速を見直した場合には、その値に対するコウモリ類への影響予測を適切に行います。

No.	一般の意見	事業者の見解
	うことです。 よって風速 5m/s 未満でブレードを停止しない限り、本予測『風速 0m/s 以上 5m/s 未満の確認が 74.0%と高く風速 5m/s 以上での確認は 26%と減少する。(中略)以上のことからブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測する』は成立しません。	
15	(6) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) が不適切 P1106 重要な種の影響予測結果(10kHz~30kHz) ブレード・タワー等への接近・接触に「音声データでは、風車ブレード回転域より下の高度 12.5m では 3,798 回、風車ブレード回転域内高度 52m では 2,778 回である。しかし(中略)高度 52m においては、風速 0m/s 以上 5m/s 未満の確認が 74.0%と高く、風速 5m/s 以上での確認は 26%と減少する。風力発電機の間隔が保たれており、本種が迂回可能な空間が確保されている。以上のことからブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測する。」とありますが意味不明です。 上記予測に隠された前提条件は『風速 5m/s 未満はブレードが回転しない(停止する)』ことです。しかし、P48 をみると「カットイン風速 3.0m/s」とあります。ならば、風車ブレード回転域内高度 52m の確認 2,778 回のうち、<u>風速 0m/s 以上 3m/s 未満の確認が何例(パーセント)で、風速 3m/s 以上での確認は何例(パーセント)なのか詳細に述べてください。</u>	コウモリ類の確認回数と風速との関係では、キクガシラコウモリは風速 1m/s が最も多く飛翔が確認され、風速 2m/s 以上になると極端に減少しました。コウモリ目(10~30kHz)は風速 3m/s で最も多く確認されていますが、風力発電機の回転域より下の高度での飛翔が多い結果となっています。コウモリ目(30~60kHz)は風速 4m/s で最も多く確認されていますが、風力発電機の回転域より下の高度での飛翔であり、回転域の高度ではほとんど飛翔が確認されていませんでした。 本事業におきましては、改変は風力発電機の設置個所や一部の搬入路に限定され、風力発電機は間隔が保たれており、本種が迂回可能な空間が確保されていると料します。 なお、評価書においてカットイン風速を見直した場合には、その値に対するコウモリ類への影響予測を適切に行います。
16	(7) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) が不適切 上記について事業者(委託先いであ)が誤魔化す可能性があります。そこで当方で検証したところ、P668 の図 10.1.4-9(2) コウモリ類の確認回数と風速との関係(10~30kHz)をみると高度 52m 風速 3m/s 以上~4m/s 未満の確認回数は約 500 回、風速 4m/s 以上 5m/s 未満の確認回数約 300 回、合計約 800 回とありました。P567 の表 10.1.4-20 コウモリ類の確認回数より高度 52m 風速 0m/s 以上 5m/s 未満の確認回数(10~30kHz)は 2,055 回、高度 52m5m/s 以上の確認回数(10~30kHz)は 723 回です。 ここから『高度 52m 風速 0m/s 以上 3m/s 未満の確認回数(10~30kHz)は、2,055-800=1,255 例(約 45%)、3m/s 以上 5m/s は 723+800=1,523 例(約 55%)であることが推定されます。 つまり事業者は『風速 5m/s 以上での確認は 26%に減少する』から影響ない(74%は安全)との主張を繰り返していたが、<u>実際には『風速 3m/s 以上での確認は 55%』、なんと確認回数の半分以上で衝突</u>	コウモリ類の確認回数と風速との関係では、キクガシラコウモリは風速 1m/s が最も多く飛翔が確認され、風速 2m/s 以上になると極端に減少しました。コウモリ目(10~30kHz)は風速 3m/s で最も多く確認されていますが、風力発電機の回転域より下の高度での飛翔が多い結果となっています。コウモリ目(30~60kHz)は風速 4m/s で最も多く確認されていますが、風力発電機の回転域より下の高度での飛翔であり、回転域の高度ではほとんど飛翔が確認されていませんでした。 本事業におきましては、改変は風力発電機の設置個所や一部の搬入路に限定され、風力発電機は間隔が保たれており、本種が迂回可能な空間が確保されていると料します。 なお、評価書においてカットイン風速を見直した場合には、その値に対するコウモリ類への影響予測を適切に行います。

No.	一般の意見	事業者の見解
	する危険があるという状態です。本事業者(委託先いであ)の予測は、恣意的に数値を操作し影響を不正に小さく見せている点で悪質です。不正行う事業者は、国民の血税を支払うのは納得できません。本事業者の許可手続きを即時差し止めるべきであると意見します。	
17	(8) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) コウモリは生態系において重要な役割を果たしており、その種の保護には真剣な取り組みが必要であると信じております。 もし本当にバットストライクが発生した場合、企業としてどのような責任を持ち、どのような措置を取るつもりであるのか、私たちは非常に興味を持っています。もし、貴社が「コウモリ類に影響がある」と認識(予見)している場合、「著しい影響が発生する前から」できる限りの保全措置をすることが重要であると考えています。事故が起ってから検討するのでは手遅れとなるため、事前に保全措置を検討することを求めます。	コウモリは生態系において重要な役割を果たしており、その種の保護は重要であることを認識しています。 本事業における現地調査の結果に基づくコウモリ類の影響予測では、影響は小さいと予測されましたが、予測には不確実性が伴うため、頻度の高い事後調査を実施してまいります。 今後も先行事例や文献等の科学的根拠の収集を継続し、有効な環境保全措置については、事前に取り入れていくことを検討してまいります。
18	(9) 「低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です(文献1)。また、国内においても低減効果はすでに実証されています(文献2、文献3)。事業者は『できる限りの保全措置をする』といたしました。それでは、先手を打って<u>死亡事後が発生する前に</u>、適切な環境保全措置を講じるべきです。 (文献1) Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010 (文献2) 「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県。 (文献3) 「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県。	現地調査の結果に基づくコウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測されたので、現時点でフェザリングを行う予定はありませんが、予測には不確実性が伴うため、頻度の高い事後調査を実施してまいります。
19	(10) コウモリ類の専門家である船越公威さんの著書には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「風車を風と平行にすること(フェザリング)」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といたしました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されていますので、最新の科	現地調査の結果に基づくコウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測されたので、現時点でフェザリングを行う予定はありませんが、予測には不確実性が伴うため、頻度の高い事後調査を実施してまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
	学的知見に則り、<u>死亡事故が発生する前に</u>「フェザリングをすること」をコウモリの保全措置として実施してください。 ・「コウモリ学 適応と進化」(2020 年, 船越公威, 東京大学出版会, p229)	
20	(11)「事後調査」について 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。『事後調査で影響があれば保全措置をする』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、信頼性には疑問があります。事後調査報告書とは事業者が自ら都合の良い主観や妄想、あるいは願望を並べ立てた、責任転嫁のデタラメな作文に他なりません。 なぜこのような不適切な事後調査報告書が横行しているかというと、事後調査では事業者が選定した専門家がその結果を独断で判断し、事業者にも都合の良い意見を出すからです。このため風力発電事業が環境へ与える影響が見過ごされています。この問題は大変深刻です。 例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています(文献1、文献2、文献3、文献4、文献5)。特に酷いのは、「米国の事例では1基あたりの年間衝突率はコウモリ類で〇個体/基/年であり、本事業での1基あたりの衝突数はコウモリ類で〇個体/基/年といずれもその範疇であった。以上より、コウモリ類に関して影響は大きいものではない」(文献4)と主張する事業者(専門家は鳥類専門家、委託先は株式会社自然科学調査事務所)や、「福島県では〇羽ほど衝突しており、それと比べても死骸の数は少なく影響は大きいものではない」(文献5)と主張する事業者(専門家は鳥類専門家、委託先は日本気象協会)がいることです。調査頻度や事業規模、立地環境も全く異なる調査結果をもちだし、さらに死骸消失率や見落とし率も一切考慮せずに、見つかった死骸数を単純に比較して、影響が小さい、大きい等と主張することはできません。そもそもこれは「他人はもっと殺している。それより殺した数は少ないから影響はない」という主張と同じ、話のすり替えです。 このような誤魔化しや「専門家(自称)による杜	ご意見につきまして、次のとおり見解を述べます。 1) 環境影響評価法に基づく手続制度に関しましては、事業者が決められるものではございませんが、事後調査は適切に実施し、その結果につきましては、報告書として公表致します。 2) 事後調査は適切に実施し、その結果につきましては、報告書として公表致します。また、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合又は予測しえない影響が明らかになった場合には、専門家の意見を聴取し、追加的な対策を検討します。その結果についても、公開できるよう検討致します。 3) 事後調査は適切に実施し、影響の程度が著しいことが明らかとなった場合又は予測しえない影響が明らかになった場合には、専門家の意見を聴取します。専門家につきましては、第三者として公正な立場の方に致します。 4) 専門家にヒアリングを実施した場合には、その専門家のご所属も報告書に記載します。 5) 現地調査の結果に基づくコウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触の影響は、小さいと予測されました。事後調査において影響の程度が著しいことが明らかとなった場合又は予測しえない影響が明らかになった場合には、専門家の意見を聴取し、追加的な保全措置の対策を検討します。 6) 事後調査において影響の程度が著しいことが明らかとなった場合又は予測しえない影響が明らかになった場合には、専門家の意見を聴取し、追加的な保全措置の対策を検討します。このことにつしまし

No.	一般の意見	事業者の見解
	撰な審査」が全国各地の風力発電事業で実際に起こっているわけですから、事後調査報告は信用に値しないと言わざるを得ません。毎年コウモリ類は大量に死に、その個体数は回復不能なほど減少し、すぐに絶滅してしまうでしょう。コウモリ類がいなくなれば、害虫が大量に発生し、農業や林業、生活に影響を与え、結果的に地域住民、ひいては国民が困ることになります。風力発電事業を持続可能にするためには、事後調査が公正かつ透明であることが絶対に必要です。そのためには、事業者が独自に専門家を選ぶのではなく、独立した第三者機関が審査を行うことが必須です。また、専門家の選定を事業者任せにせず、国や自治体を選任することで、専門家による事業者への付度を避けることが重要です。 本事業者の「事後調査」についても、疑問があるのでお答えください。 1) 事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。 2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会がありますか？なければ開催してください。 3) 事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)なのですか？ 4) 3)の専門家が利害関係者でないこと(付度しない者であること)をどうやって客観的に証明するのですか。 5) 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないのは本当ですか？ 6) 5)について本当ならば、もし事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保证するのですか？ 7) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に1回だけ繁殖し、1回に1~2頭しか仔を産みません。そのため1年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、風車で毎年コウモリを殺し続ければ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べてください。 8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がないので、評価できません。最新の知見を踏まえた保全措置(フェザリング)を、コウモリを殺す前から必ず実	ては、準備書にも記載しておりますので、事業者の責務として実施します。 7) コウモリは生態系において重要な役割を果たしており、その種の保護は重要であることを認識しています。著しい影響については、影響予測を著しく超えたものとなりますが、コウモリ類に対する影響の程度については、指針や基準等がないことから、今後も先行事例や文献等の情報を収集してまいります。 8) 現地調査の結果に基づくコウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測されましたので、現時点でフェザリングを行う予定はありませんが、予測には不確実性が伴うため、頻度の高い事後調査を実施してまいります。事後調査において影響の程度が著しいことが明らかとなった場合又は予測しえない影響が明らかになった場合には、専門家の意見を聴取し、追加的な保全措置の対策を検討します。このことにつきましては、準備書にも記載しておりますので、事業者の責務として実施します。 9) コウモリは生態系において重要な役割を果たしており、その種の保護は重要であることを認識しています。現地調査の結果に基づくコウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測されましたが、予測には不確実性が伴うため、頻度の高い事後調査を実施してまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
	施してください。 9) 普通種であろうが重要種であろうが、1 頭たりともコウモリを殺さないでください。 (文献 1)「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年株式会社ジェイウインド, 委託先:株式会社ジェイベック) P. 327 (文献 2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3 (2021) 年, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス, 委託先:アジア航測株式会社) P. 84 (文献 3)「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY, 委託先:エヌエス環境株式会社) P. 67 (文献 4)「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社, 委託先:株式会社自然科学調査事務所) P. 132, P390 (文献 5)「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社, 委託先:日本気象協会) P. 159, P160	
21	(12)「事後調査」について 風力発電事業においては、コウモリ類の保護について十分に配慮する必要があります。コウモリ類は、風車のブレードに衝突するほか、風車の回転によって発生する気流に巻き込まれて死亡することが科学的に判明しています。 しかし、風力発電事業の問題は、事後調査において、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足していることです。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付度し、事業者都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。 このような状況下では、風力発電事業の問題点が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリスクを十分に評価することはできません。そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要となってきます。公正かつ独立した機関や評価、専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含まれる第三者の立場が重要です。このような評価や審査を導入することで、事後調査の結果に関して、より客	専門家につきましては、第三者として公正な立場の方に致します。 準備書におけるコウモリ類のヒアリングも、コウモリ類の論文を執筆し、地域に精通している専門家から聴取しました。

No.	一般の意見	事業者の見解
	観的な立場から分析・評価することができ、風力発電事業の信頼性を高めることができます。 事後調査について、客観的評価や審査を適切に導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高めるためには、事後調査についての公正かつ独立した第三者の評価・審査が、絶対に必要と考えます。	
22	(13)「事後調査」について 最新のガイドライン※によれば、週1回(探索間隔が7日)の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されていません。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。また、人による調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に活動し、バットストライクは弱風速時に発生しやすいことも分かっています。 以上のことから、 1) バットストライク調査は、毎日行うか、最低でも週3日程度の頻度で月3回以上行ってください。 2) バットストライク調査は早朝(午前中)に行ってください。 3) バットストライク調査は、訓練されたイヌを使って調査してください。 4) バットストライク調査と並行して、ナセルに自動録音装置を設置し、活動量の調査を実施してください。 5) コウモリの死骸が確認された場合は、「追加の保全措置」をしたうえで、更に1年間のバットストライク調査を行って下さい。 ※「Bats and onshore wind turbines - survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.sci/doi/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessment-and-mitigation	死骸探索調査は、稼働後1年間(4回/月×12か月)を予定しています。調査内容は、専門家の意見を踏まえ、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)を参考に計画しております。 調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。
23	(14)「事後調査」について コウモリ類は様々な種類が存在し、生態系において重要な役割を果たしている事が知られています。そのため、風力発電機がコウモリ類に与える影響を正確に把握し、適切な対策を行うことが大切です。 1) 風力発電機により死亡するコウモリ類を減らすために、「低風速時のフェザリング」が必要です。これらの対策は事業者が責任を持って事前より実施することを求めます。 2) 事後調査の結果、コウモリ類の死亡事故を確認	現地調査の結果に基づくコウモリ類のブレード・タワー等への接近・接触の影響は小さいと予測されましたので、現時点でフェザリングを行う予定はありませんが、予測には不確実性が伴うため、頻度の高い事後調査を実施してまいります。 事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の意見を聴取し、適切な対策を講じます。 事後調査につきましては、環境影響評価法及び電気事業法に基づき適切に実施し、

No.	一般の意見	事業者の見解
	した場合は、更なる改善策を半年以内に講じることを求めます。 2) 事業者が地元自治体や環境保護団体に対して、適切かつ透明性の高い情報開示を行うことを求めます。具体的には、法に規定される縦覧期間終了後も、環境省ホームページ(環境影響評価情報支援ネットワーク)にて20年間、事後調査報告書を継続公開することを求めます。 3) 事後調査の結果は、毎年報告することを求めます。	その結果は報告書としてお示しいたします。

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

● 日刊新聞紙による公告

福井新聞 (2023 年 8 月 25 日、6 面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「福井国見岳における風力発電事業(仮称)環境影響評価準備書」を公告・縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の氏名及び住所

事業者の名称 福井くみ風力合同会社
代表者の氏名 代表社員 テラスエナジー株式会社
(職務執行者 里見 武洋)

二、対象事業の名称、種類及び規模
名称 福井国見岳における風力発電事業(仮称)

種類 風力(陸上)
規模 最大発電出力 三万七千八百キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域 福井県福井市

四、関係地域の範囲 福井県福井市、坂井市、越前町

五、準備書及び要約書の縦覧場所、期間及び時間

- 場所 ①福井県エネルギー環境部 環境政策課
②福井市市民生活部 環境廃棄物対策課
③坂井市生活環境部 環境推進課
④越前町役場二階閲覧コーナー(住民環境課)
⑤国見公民館・一光公民館・鷹巣公民館・本郷公民館・安居公民館

期間・時間 令和5年8月25日(金)～9月25日(月)
(開庁・開館時間のみ)

電子縦覧 https://www.terras-energy.com/ja/news/info/2023/0825_093000.html

六、意見書の提出 準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函頂くか、または問合せ先へ郵送ください(当日消印有効)。

提出期限 令和5年10月10日(火)まで
七、説明会の場所、日時

- ①福井市国見公民館：9月2日(土)10時から
②福井市一光公民館：9月2日(土)14時から
③福井市本郷公民館：9月3日(日)10時から
④福井市鷹巣公民館：9月3日(日)14時から
⑤越前町生涯学習センター：9月8日(金)18時から
⑥坂井市東十郷コミュニティセンター：9月9日(土)10時から
⑦福井市安居公民館：9月9日(土)14時から
※日時変更もしくは中止とする場合には、その旨をテラスエナジー株式会社のホームページに掲載します。
八、問い合わせ先 テラスエナジー株式会社(担当：北岡)
東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ポトシティ竹芝オフィスタワー36階
問合せ専用電話番号 03(6775)9688
問合せ時間 午前10時～午後5時(土・日・祝日を除く)

●インターネットによるお知らせ

テラスエナジー株式会社 ウェブサイト (1/3)

Terras Energy

企業情報

事業内容

ニュース

採用情報

お問い合わせ

English

お知らせ

福井国見岳における風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書の公告・縦覧について

2023年8月25日
テラスエナジー株式会社

「福井国見岳における風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という）について、環境影響評価法（第十四条第一項の規定）に基づき公告・縦覧を開始いたしましたのでお知らせいたします。

また、これに関連して、当社ホームページにおける準備書の公開ならびに住民説明会の開催についても案内させていただきます。

- ※ 準備書に掲載される情報（文書、資料、画像等を含む）に関する著作権は、当社、原著作権者、またはその他の権利者に帰属します。
- ※ なお、福井国見岳における風力発電事業（仮称）（以下、「本事業」という）は、「テラスエナジー株式会社（以下、「TRE」という）」から本事業建設・運営のための特別目的会社「福井くにも風力合同会社（代表社員：TRE）」に承継されています。

< 準備書の縦覧 >

縦覧場所：①福井県エネルギー環境部 環境政策課

②福井市市民生活部環境廃棄物対策課

③坂井市生活環境部環境推進課

④越前町役場二階閲覧コーナー（住民環境課）

⑤国見公民館・一光公民館・鷹巣公民館・本郷公民館・安居公民館

縦覧期間：2023年8月25日（金）から9月25日（月）

時間：開庁時・開館時間のみ

< 準備書の公開 >

準備書は2023年8月25日（金）～2024年8月24日（土）の間中は弊社ホームページにて閲覧が可能です。

ただし、ダウンロード・印刷することはできません。

準備書

表紙・目次 [2](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [4](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [4](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 [4](#)

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 [4](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [4](#)

第6章 方法書についての意見と事業者の見解 [4](#)

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [4](#)

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [4](#)

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言 [4](#)

第10章 環境影響評価の結果

10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果

10.1.1 大気環境 [4](#)

10.1.2 水環境 [4](#)

10.1.3 その他の環境 [4](#)

10.1.4 動物 [4](#)

10.1.5 植物 [4](#)

10.1.6 生態系 [4](#)

10.1.7 景観 [4](#)

10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場 [4](#)

10.1.9 廃棄物等 [4](#)

10.1.10 専門家へのヒアリング [4](#)

10.2～4 環境の保全のための措置、事後調査、環境影響の総合的な評価 [4](#)

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、 [4](#)

第12章 その他環境省令で定める事項 [4](#)

要約書 [2](#)

< 住民説明会の開催 >

①福井市国見公民館：令和5年9月2日（土）10時から

②福井市一光公民館：令和5年9月2日（土）14時から

③福井市本郷公民館：令和5年9月3日（土）10時から

④福井市鷹巣公民館：令和5年9月3日（日）14時から

⑤越前町生涯学習センター：令和5年9月8日（金）18時から

⑥坂井市東十郷コミュニティセンター：令和5年9月9日（土）10時から

⑦福井市安居公民館：令和5年9月9日（土）14時から

<意見書の受付>

準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、意見書を下記住所までご郵送願います。

受付期間：

2023年8月25日（金）から10月10日（火）まで（当日の消印有効です。）

送付先：

〒105-7537

東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー36階

テラスエナジー株式会社 電力事業本部 電源開発部 陸上風力Gr.宛

記載事項：

①氏名及び住所

（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地）

②意見書の提出の対象である準備書の名称

③準備書についての環境の保全の見地からの意見

（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

意見書の様式：

こちらからダウンロードください。（[PDF](#)・[Word](#)）

以上

このページに掲載している情報は、作成日時点において入手可能な情報に基づくもので、予告なしに変更されることがあります。また、このページには将来に関する見通しが含まれていることがあり、これらはさまざまなリスクおよび不確定要因により、実際の結果と大きく異なる可能性があります。あらかじめ[免責事項](#)につき、ご了承ください。

 がついている「PDF」形式のコンテンツをご覧いただくにはAdobe Acrobat Readerが必要です。
ご覧いただけない方は「[サイトポリシー](#)」をご覧ください。

「福井国見岳における風力発電事業（仮称）環境影響評価準備書に対する意見書」

[illegible]

1. 氏名及び住所は、環境影響評価法施行規則の規定により、必ずご記入ください。
1枚でご意見を記載できない場合は、用紙右上に番号を付して、複数枚をご使用ください。
2. 意見書の提出先
縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記送付先へご郵送ください。
送付先：〒105-7537 東京都港区海岸1丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー36階
テラスエナジー株式 北岡 宛
3. 意見書の提出期限：2023年10月10日（火）（当日消印有効）